

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 21 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。</p> <p>(1) 再雇用職員等就業規則第 3 条に規定された再雇用職員等（次号において「再雇用職員等」という。）及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 3 条に規定された定年前再雇用短時間勤務職員（次号において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100 分の 212.5</u>（第 5 条に規定する職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100 分の 252.5</u> とし、任期付職員に関する就業規則第 10 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100 分の 177.5</u> とする。）</p> <p>(2) 再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員 <u>100 分の 102.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 122.5</u>）</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第 21 条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。</p> <p>(1) 再雇用職員等就業規則第 3 条に規定された再雇用職員等（次号において「再雇用職員等」という。）及び定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 3 条に規定された定年前再雇用短時間勤務職員（次号において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）以外の職員 <u>100 分の 210</u>（第 5 条に規定する職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100 分の 250</u> とし、任期付職員に関する就業規則第 10 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員にあつては、<u>100 分の 175</u> とする。）</p> <p>(2) 再雇用職員等及び定年前再雇用短時間勤務職員 <u>100 分の 100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100 分の 120</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>・勤勉手当の支給月数の改正に伴う改正</p>